

30君高支第1286号  
平成30年10月1日

指定第1号訪問事業者  
(介護予防訪問介護相当サービス事業)  
指定第1号通所事業者  
(介護予防通所介護相当サービス事業) 代表者様  
指定介護予防支援事業者  
指定居宅介護支援事業者

君津市保健福祉部高齢者支援課長 濱松 和徳

#### 介護予防・日常生活支援総合事業における単価等の改正について（通知）

平素から、本市の介護保険行政にご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、国の「地域支援事業実施要綱」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知別紙）の一部改正に伴い、平成30年10月1日から、本市の介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）における単価及び人員、設備、運営に関する基準を下記のとおり改正いたしました。

各事業者の皆様におかれましては、内容についてご承知いただくとともに、引き続き事業の適正な運営をお願い申し上げます。

#### 記

##### 1 単価について

総合事業の単価は、国の要綱で定める額を上限として各市町村が定めることとされております。この度、国が定める額が改正されたことに伴い、次のとおり本市の単価を改定いたします。なおその他の単価については、変更ありませんのでご承知おきください。

また、君津市ホームページでは、改定後のサービスコード表を掲載いたしますので併せてご確認ください。

(1) 指定第1号訪問事業（介護予防訪問介護相当サービス事業）

○ 生活機能向上連携加算の見直し

<現行>

生活機能向上連携加算 100単位/月

<改定後>

生活機能向上連携加算(I) 100単位/月

生活機能向上連携加算(II) 200単位/月（新設）

(2) 指定第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス事業）

○ 生活機能向上連携加算、栄養スクリーニング加算の創設

・生活機能向上連携加算 200単位/月

※運動器機能向上加算を算定している場合には、100単位/月

・栄養スクリーニング加算 5単位/回

○ 栄養改善加算の算定要件の見直し

(3) その他

上記加算その他の報酬算定にあたっては、平成30年度介護報酬改定後の訪問介護及び通所介護における算定の取扱いに準ずることといたします。

2 人員、設備及び運営基準について

介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの基準については、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等にかかる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35）における旧介護予防訪問介護、旧介護予防通所介護に係る基準の例により運用してきたことです。

これについて旧介護予防訪問介護等の基準に加え、平成30年度介護保険制度改正による次の内容を踏まえたものといたします。

(1) 訪問介護において創設された生活援助従事者研修の修了者について、総合事業の介護予防訪問介護相当サービス事業においても従事することを可能とする。

(2) サービス提供責任者の役割や任用要件等について、以下の見直しを行う。

・サービス提供責任者のうち、初任者研修課程修了者及び旧2級課程修了者は

任用要件から廃止する。ただし、現に従事している者については平成30年度末までの間、従事を可能とする。

・介護予防訪問介護相当サービス事業の提供により把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他心身の状態及び生活の状況に関する気付きを、サービス提供責任者から地域包括支援センター等のサービス関係者に情報提供することをサービス提供責任者の責務とする。

(3) 介護予防訪問介護相当サービス事業者は、地域包括支援センターの介護予防ケアマネジメント実施者に対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならない。

(4) 介護予防通所介護相当サービスにおける機能訓練指導員について、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上勤務し、機能訓練指導に従事した経験を有する、はり師、きゅう師を対象に含むものとする。

また、上記内容を規定した「君津市介護予防・日常生活支援総合事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める規則」を、平成30年10月1日から施行しております。君津市ホームページに同規則を掲載いたしますので併せてご確認ください。

<http://www.city.kimitsu.lg.jp/soshiki/20/14078.html>

◆君津市ホームページ 生活情報「介護」 ◆（介護事業者向け）介護予防・日常生活支援総合事業の事業者指定、サービスコードのご案内

### 3 その他

総合事業の単価、基準は、各市町村により異なる場合がありますので、報酬の請求等にあたっては各市町村が示すサービスコード等をご確認くださいませようお願いいたします。

（問合せ先）

君津市保健福祉部高齢者支援課  
介護事業支援係

TEL：0439-56-1736

FAX：0439-56-1220